

「ゼロカーボンシティ」に向けた協力事業者等応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市域における温室効果ガスの排出量を削減し、更なる地球温暖化対策を推進するため、2050年のゼロカーボンシティの実現に賛同し、働く場や学ぶ場からの二酸化炭素の排出量削減に取り組む事業者の応援事業について、必要な事項を定めるものとする。

(取組事項)

第2条 磐田市及び協力事業者は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 磐田市は、「ゼロカーボンシティ」の実現に賛同し事業所において二酸化炭素の排出量の削減に取り組む協力事業者に対し、ゼロカーボンシティいわたのロゴマークデザインを提供する。
- (2) 必要に応じて脱炭素化の推進に資する意見交換や情報提供の場等を設け、更なる地球温暖化対策の啓発に取り組むものとする。

2 協力事業者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 所有する施設や設備等の脱炭素化に向けた取組を推進する。
- (2) 自らの取組だけでなく、市域の脱炭素化に向けた取組に協力する。
- (3) 前条の目的達成に向けて実施する取組を様々な手法で情報発信する。

(申請)

第3条 市内に工場や店舗、事業所、その他の施設を有する法人又は個人のうち、協力事業者は、市が指定する電子フォームにより申請するものとする。

(受付)

第4条 市は、協力事業者から前条に規定する申請があったときは、次の各号のすべてに適合し、申請内容が適当と認められる場合は、協力事業者として受付することができる。

- (1) 暴力団等（磐田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。）でないこと。
- (2) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を本事業の目的としていないこと。
- (3) 前条に規定する申請があった時点において、市税を滞納していないこと。
- (4) 法令違反その他賛同事業者としてふさわしくない事実がないこと。

(報告)

第5条 協力事業者は、市が取組の状況について報告を求めた場合市に報告する。

(申請情報の変更)

第6条 協力事業者は、申請後に第4条に規定する申請情報に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 申請書は、受付の日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。

(申請の取消)

第8条 市は、協力事業者が本事業にふさわしくないと市が判断した場合は、申請を取り消すことができる。

(所管)

第9条 本事業に関する事務は、磐田市環境水道部環境課が所管する。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月16日から施行する。